

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について(令和4年度当初予算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和4年度の当初予算における社会保障財源化分の使途は、次のとおりです。

〔歳入〕 地方消費税交付金の収入額	1,608,000 千円
うち社会保障財源化分	917,000 千円
〔歳出〕 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	10,057,412 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	62,474	29,987	544	0	0	6,170	25,773
	総合保健福祉センター費	36,078	0	0	18,100	0	3,472	14,506
	障害者福祉費	2,033,401	904,218	527,092	0	15,240	113,352	473,499
	老人福祉費	77,475	0	792	0	4,979	13,850	57,854
	老人福祉施設費	36,421	0	0	0	0	7,034	29,387
	介護保険費	2,084	0	0	0	0	403	1,681
	児童福祉費	30,592	13,662	8,163	0	0	1,693	7,074
	児童措置費	817,465	561,202	127,608	0	0	24,850	103,805
	母子福祉費	368,321	119,049	28,021	0	0	42,735	178,516
	児童福祉施設費	129,630	21,353	22,389	0	35,551	9,723	40,614
	保育園費	1,742,755	341,628	163,833	50,300	112,343	207,572	867,079
	生活保護総務費	16,819	3,890	0	0	0	2,497	10,432
	生活扶助費	1,955,363	1,465,149	47,333	0	0	85,544	357,337
	幼稚園費	169,814	33,995	17,105	0	0	22,930	95,784
	社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	560,970	86,926	279,244	0	0	37,626
介護保険特別会計繰出金		740,148	37,426	18,713	0	0	132,118	551,891
後期高齢者医療特別会計繰出金		169,910	0	122,859	0	0	9,088	37,963
後期高齢者医療事業費		630,540	0	0	0	0	121,790	508,750
国民年金費		397	350	0	0	0	9	38
保健衛生	保健衛生総務費	20,539	0	105	0	27	3,942	16,465
	予防費	139,048	2,325	0	0	0	26,409	110,314
	母子保健費	220,461	5,641	41,518	0	15,348	30,509	127,445
	健康増進費	96,707	1,909	3,891	0	20,061	13,684	57,162
合計	10,057,412	3,628,710	1,409,210	68,400	203,549	917,000	3,830,543	

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。